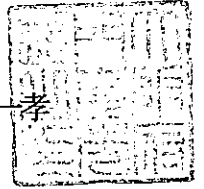


令和 8 年 5 月 21 日

門真市職員労働組合

執行委員長 岩下 みゆき 様

門真市長 宮本 一孝



夏期一時金等について (回答)

1 夏期一時金について

夏期一時金については、条例どおりの支給とする。

一般職及び支給要件を満たす会計年度任用職員については、期末手当、勤勉手当の合計 2. 3 2 5 か月分を、再任用職員については、期末手当、勤勉手当の合計 1. 2 2 5 か月分を、6 月 3 0 日に支給する。

職員給与については、これまでも人事院勧告並びに国、府、各市の状況に準じ改定を行ってきたところであり、今後も引き続き、同様に対応してまいりたい。

2 役職段階別加算制度について

役職段階別加算制度については、職員給与に係る制度の問題であり、廃止することは困難である。

3 人事評価の処遇反映について

人事評価制度については、地方公務員法に基づき実施しているものであり、勤勉手当・昇給への反映を撤回することはできないが、アンケート等で聞いた意見等を参考に、より良い制度となるよう必要に応じ改善を図ってまいりたい。

4 長時間労働や時間外勤務の上限規制について

長時間労働対策については、所属長への年度途中における注意喚起など、長時間労働の縮減に向け、全庁を挙げて取り組んできたところである。

また、職場実態に応じた職員の増員や任期付職員の採用などの対応を行ってきたところであるが、昨年度も長時間労働を行った職員数が増えたことは重く受け止めているところである。

今後においても、職員の健康を守る立場から、国における勤務間のインターバル確保制度についても調査研究するなど、引き続き意識啓発や職場環境の改善に向けた取組を進めてまいりたい。

5 夏季休暇について

夏季休暇については、国、府及び府内各市町村の付与状況などの社会情勢を踏まえ、平成23年4月28日の申入れ時から5日間への見直しを求めているところである。

しかしながら、この間、協議・交渉の中でも議論となった長時間労働などの状況も考慮し、慎重に検討を行った結果、今年度についても、昨年同様、7日間とする。

再任用職員のうち、週5日勤務は7日、週4日勤務は国等の状況を踏まえ4日とする。

一定の要件を満たす会計年度任用職員については、国に準じ3日とする。

取得期間については、7、8、9月の3か月とする。

6 定年引上げに係るリフレッシュ支援金の創設等について

これまでの門真市職員厚生会における議論において、全ての年齢層への支援金を拡充するため、各年の金額を5,000円引き上げ、併せて、リフレッシュ休暇についても、再任用として勤務した期間を在職期間に通算し、再任用職員にも付与するなど一定改善を図っているところであり、さらなる拡充については、引き続き他の市町村の動向を注視しながら検討してまいりたい。

7 再任用職員について

再任用の給料表4級への任用、一時金の支給月数を正規職員と同様とすることについては、国や他の市町村の状況を踏まえると困難である。一時金については、これまでから府からの人事・給与に係るヒアリングなどにおいて、職員団体の要望等を伝えてきたところであるが、今後も機会を捉えて国・府に要望してまいりたい。

8 熱中症対策について

熱中症対策については、国の労働安全衛生規則改正に伴い、安全衛生委員会での議論を踏まえ、「熱中症対応フロー」を策定するなどの対策に努めてきたところである。

国において、本年3月に熱中症予防の更なる推進を目的に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が策定されたところであり、今後も引き続き安全衛生委員会の各部会での議論を踏まえて、

同ガイドラインに基づく職場環境等に応じた熱中症防止対策を講じてまいりたい。

9 職員採用について

職員採用については、これまでも退職者の状況や事務・技術の継承等を念頭に置いた職員体制の確保に努めてきたところである。今後においては、9年度に大阪広域水道企業団への水道事業の統合が見込まれる中ではあるが、職場実態への対応は喫緊の課題と考えており、精力的に検討を重ねてきた結果、9年4月採用人数については、20人程度と決定する。

採用予定職種と人数については、

・事務職（大学卒）	8人程度
・事務職（高校卒等）	2人程度
・事務職（民間企業等職務経験者）	7人程度
・事務職（社会福祉士）	若干名
・事務職（情報処理）	若干名
・建築技術職	若干名

とする。

また、「キャリアリターン選考」も昨年度同様に実施する。

また、今後についても段階的な定年引上げにより、定年退職者がいない年度もあるが、普通退職者や採用の平準化等を考慮し、採用人数を検討してまいりたい。